



東京清掃  
労働組合  
千代田区飯田橋3-9-3  
TEL (3237) 9995  
1部20円  
編集責任  
長 司  
教 宣 部  
育 藤 幸

わが組合の綱領  
一、われわれは健全なる自主的組織を確立し、生活諸条件を確保し、社会的地位の向上を期す。  
二、われわれは労働の社会的意義を顕揚し、都区政の徹底的民主化を期す。  
三、われわれは労働者階級の解放と民主主義日本を建設し、世界平和に貢献せんことを期す。

# 2012年春闘方針を確認 要求実現に向け闘争態勢を構築

2月17日、SKホールにて開催された第4回中央委員会において、2012年春闘方針(案)が提案され、満場一致で承認されました。東日本大震災からの復興、国家公務員給与削減と公務員制度改革法案、さらには大阪における労働組合攻撃など、我々を取り巻く状況は厳しさを増しています。しかし、厳しい時だからこそ団結し、正規・非正規の枠組みを越え、また、民間労働者との連帯強化を図り、12春闘を全力で闘いぬきましょう。

## 引き続き闘いを全力で取り組む

### 1 はじめに

昨年3月11日に起こった

東日本大震災と福島第一原発事故は大きな爪跡を残し、10ヶ月を経た今も多くの犠牲者や被災者が苦しみを強いられている。

津波と放射能による被害からの復興は、国民全体の取り組みとして進められている。経済界は、多くの国民が原発再稼動を不安視しているにも関わらず、安全性が確認されたとして、早期に再稼動し電力不足解消を求めている。

31年ぶりの貿易赤字は、東日本大震災と円高に主因があり、製造業の被災や工場の海外移転による生産減少、原発事故による影響で

をも招いている。今こそ労働者が安心して生活しうる政治・経済体制を確立していくことこそ、働く者にとっての課題である。

## 数区で新規採用を勝ち取った

### 2 私たちを取り巻く情勢

① 政府は、社会保障と税

の一体改革として消費増税法の今国会成立に向けて突き進んでいる。まずは税金の無駄を無くすとし行政改革を断行するため、副総理兼一体改革・行政改革担当相を配置し、国家公務員総人件費削減に意欲を示し、消費税増税に対する国民の理解を得るために、公務員に対する攻撃を強めている。

野田首相は、自ら本部長

となり行政改革実行本部を設置し、不断の決意で取組むことを明らかにしている。

② 東日本大震災の復興財源問題から、政府は公務員連絡会等に国家公務員の一律10%の給与削減を提案した。交渉の結果、昨年5月に年収の平均7・8%削減を労使合意した。国家公務員給与と削減法案と公務員制度改訂案は、セトリで成立させることが前提である。自民・公明党は、人事院勧告の見送りと自律的労使関係の先取りとしての

政務スペースを必要とするため」として、今年度中に退去するよう通告を行い、労働組合への攻撃を強めている。

### ④ 廃棄物を巡る情勢は、

災害廃棄物の広域処理について、福島第一原発の事故による放射能汚染が処理の進行を遅らせる結果になっている。被災地の瓦礫をどうにかしてあげたいけれど、先の見えない放射能汚染された廃棄物を受け入れることに難色を示す市民は多い。また、環境省など安全基準値を示すものの、誰もが経験したことのないものの処分に国の信頼性が薄くなっている。しかし、東京では先行した公社による宮古市の災害廃棄物の広域

処理に続いて、女川町の災害廃棄物の広域処理が本格的に実施される。労働者として市民の安全を優先し実態の把握と丁寧な情報公開が求められる。

⑤ 職場では区契約により、資源収集や粗大の委託・車付雇上導入が退職不補充の下、実施されている。しかし、現業職員の新規採用抑制が行われる中、数区で新規採用が行われた。作業計画策定に関わり、当局区交渉の中で、組合の主張を認めざるを得ない状況や、東日本大震災における現場力の見直しが求められている。



▲方針を補強する意見も出された  
▶起草者である山崎副委員長より提案

## ひとこと

「清掃夫(バンギイ・カースト)の息子」という、インド人作家の小説を読んだ。清掃夫はバケツとシャベルで各家の糞尿を回収する、カースト制度の外に置かれていた不可触民の中でも最も不浄な仕事とされている。主人公の父親は貧困と過労で死に、その死体は野良犬に荒らされる。彼は自分の息子は清掃夫から抜け出させるために、組合潰しに加担し、高利貸しを行い、息子を学校に行かせる。彼は臭いが移らないようにと息子を抱こうとしない、妻は夫の行動に不安を抱きつつも、息子に愛情を注ぐ。しかしコレラが蔓延し両親は亡くなり、息子は清掃夫になっていく、息子是不可触民の地位向上のために闘うが銃殺されてしまう。

清掃職場に対する、差別的な発言や、落書きが後を絶たない。元委員長が「入ったところは自分が人間だと思っただけでやっつけていい職場環境だった」と言われたのが印象に残っている。今日の私たちの労働条件、社会的地位は諸先輩方の営々とした努力の結果であることを忘れず、受け継いでいきたい。

(教宣部M・M)



# 非正規労働者の処遇改善を

## 3 連合・自治労・全労協の春闘方針の特徴および経団連の態度

① 連合は、給与総額の1%を目安に賃金の引き上げを求めていくとし、定期昇給のない組合は「1歳・1年間差の社会的水準である5千円を目安に賃金の維持を図る」としている。ベア

要求は3年連続で見送るものの、定期昇給の実施は譲ることのできない要求としている。古賀会長は、「非

正規労働者が増え、14年連続で3万人以上の自殺者が出ている現状にあることからも、社会的不安が許容範囲を超えている」とし、賃

金引上げをはじめ非正規労働者の処遇改善を求めている。また、時給の引き上げも

大切だが、正社員への登用プログラムの制定など人事処遇制度も含め非正規従業員の待遇改善に取組むとし

ている。3月中旬の集中回答日に向けて、定昇維持が最大の争点になる。

② 自治労は、第143回中央委員会（1月26日～27日）で「2012自治労春闘方針」を確認した。春闘

の重点課題として、①「要求―交渉―妥結」の交渉サイクルの確立と妥結結果の書面化の推進、②公共サー

ビスの提供体制の確立、③地域住民・民間との連携・共闘と公共サービスの質の向上、④職場・中小など民

間春闘との共闘の強化と公共サービス民間労働者の労働条件底上げ、の4項目を掲げている。春闘期に政府・自治体及び民間企業に対し

月20時間、年間150時間に時間外労働の上限規制を法制化」等をもとめて春闘

を取組む。なお、東日本大震災の被災地の復旧・復興が財界・大企業の利潤追求

の草刈場となっている現状の糾弾と結合し取組みを進める。

④ 経団連は、国内の企業活動は危機的状況にあり、国内雇用の維持を優先すべ

きだとしている。東日本大震災による被災企業等は、「定期昇給の延期・凍結」

もありうる。米倉会長は、震災の影響、行き過ぎた円高、欧米諸国の景気低迷な

ど我が国企業を取り巻く環

境は依然として厳しいと強調し、賃上げよりも従業員

の雇用を優先すべきだとの考えを表明している。

⑤ わが組合は、賃金・任用制度の更なる改善と職場・作業環境改善、高齢期雇

用問題や退職給付問題等を取り組み、運動の前進に向け、諸課題の解決を図って

行く。

## ストライキ投票は高率で批准

### 4 諸課題の取り組み

#### ① 高齢期雇用の問題

2011年特別区人事委員会勧告は、「公的年金の支給年齢の引き上げが目前

となっており、任命権者とともに国や他団体の動向を注視しながら、早急に実態

を踏まえて検討」「段階的な65歳定年への引き上げ」「年間給与額の算定」「加

齢に伴う身体機能低下が職務に及ぼす職務の特殊性を踏まえた条件整備や所要の

措置が必要」としている。現行の再任用制度は定年前の職務に準じるとされ、

両火災・車両架装基準・分別基準等共通基準が必要な事項についての協議や情報

提供と意見交換が行われている。最も重要な交渉課題である作業計画においても

統一的な対応を求めてきたが、課長会は判断を行えない状況である。

各区処理計画は、一組清掃工場等）への搬入計画が柱となっており、清掃事業

の一貫性を考えるならば必然である。廃棄物処理法の一部改正による廃プラスチックのサーマルリサイクル

化本格実施以降、清掃工場への不適物搬入が増大している。昨年は水銀混入ごみの搬入による焼却炉停止が

余儀なくされ、搬入先変更による対策車の予備費が執行され、23区の分別統一基

準の必要性が求められている。技能主任の設置基準は、業務の実態を踏まえ、2人

に一人とする見直しを引き続き求めて行く。また、各区事項である統括技能長・技能長昇任選考は欠員の区

もあり、多様化する住民要求に応えるため、現場技能長職等の新設を求めて行く。

都労委闘争で統一交渉事項拡大が確認された。「23区共通基準」は、われわれ

の労働条件や23区民への安定したサービス提供の柱となっている。引き続き統一

交渉事項の拡大を区長会に

## 2011賃金確定闘争総括

第4回中央委員会では、春闘方針（案）と併せ、2011賃金確定闘争総括（案）も提案され、承認されました。



▲染書記長より提案

特別区人事委員会勧告が例年よりも遅れた一方で、強く求めて行くと同時に、各区交渉により労働条件の向上を追求していく。

#### ③ 車付雇上の対応

身分移管以降、新規採用抑制がなされている。現業職への差別的な攻撃が総務省から発せられ、結果として東京都総務局からの圧力

となり退職不補充が続いている。新年度作業計画策定は机上計算として進められ、不足の人員について派

遣職員を導入をしたが、派遣法との関わりで（3年以上の導入は雇用義務が生じ

る）工場の派遣職員雇用打ち止めを契機に解消してき

た。その後車付雇上が導入され現在に至っている。

車付雇上は、様々な問題を内在している。面の委託であることから、区側からの直接的な指示命令を行え

区長会は、議会日程を理由に例年どおりの妥結時期を求めてきました。交渉スケジュールありきの協議は容認しないことを前提としな

がらも、厳しい日程での交渉期間を組織の総力を挙げ精力的に取り組みを進めま

した。妥結にあたり、現業系人事・給与制度や、業務職給料表切替えに係る課題につ

いて、協議を約束させたことは大きく評価できます

は労働者派遣法に違反する偽装請負となる。また、昨年の世田谷工場でのダイオキシン暴露防止法に触れる

事態（第3管理区域）が生じ、焼却炉等設備改善対策工事のため3ヶ月に及ぶ搬入停止期間が発生した。導

入されている車付雇上収集区域を計画通り収集するため、W化により同じ会社で

なければ作業員が乗り換えることができず配置に限り

があることが明白になっていく。雇上会社においても

社員の非正規化が進められ、現場を熟知した運転手の配置が困難な現状となっ

ている。公共サービスの質の確保のため、公共サービスの質を支える

が、あくまでも協議の約束であり、具体的な内容は今後の課題となります。組織

内の十分な議論を尽くし、今後の協議に備えなければなりません。

高齢期雇用の問題は、職員の生活設計に直接結びつ

く重要な課題であり、今後の検討にあたっては、特別区における現行制度や清掃

業務の内容と職場実態を踏まえ、十分な労使協議を基に我々の意見を反映させる

ことを求めます。多種・多様化を続け、困

難度が増す一途の清掃職場の実態を訴えるだけではな

く、人員調査や実在賃金調査、作業実態調査等を踏ま

え、さらに掘り下げた論旨の整理を図り、交渉に臨む

ことが重要です。そのため、事前の勉強会や、各区段階でのすり合わせを通年的

に取り組まなければなりません。

総括を踏まえ、全組合員の総力で2012賃金確定闘争に向け取り組みを進め

ましょう。

は、県外への焼却灰の搬出ができず、敷地内に仮置く

臨時措置をしていることが伝えられている。各区は自

前の最終処分場を有していない。この事からも23区の

清掃事業が、事業執行に関わる統一性を必要としている

ことが明白である。一組当局は、「経営改革プラン」に基づいて、半数

に及ぶ10工場を運転係等の民間委託をしている。工場

に従事職員数の3割に及ぶ人員削減を行い、技能・技術

の継承も危ぶまれ、安全・安心・安定的な運営に警鐘

を鳴らす状況となっている。委託化された工場運営

は、安定的な稼働を維持するため直営職員の不断の努

力によりかろうじて維持されている状況である。昨年

の委託化提案妥結時に「意

# 全ての清掃労働者が団結 して難局に立ち向かおう



▲長期間にわたるご活躍に敬意を表します

大会は、夢沼副議長（横浜）が議長団に選出され、馬温泉兵衛（向陽閣）にて開催されました。東日本大震災からの復興へむけた現地の努力と支援の取り組み、また、各単組における厳しい闘いの報告がされ、情報の共有化と意思統一を行うことができました。活動方針を中心とした議案については、全て満場一致で承認され、今後1年間の闘いをスタートすることとなりました。また、2期にわたりご尽力いただいた、わが組合選出の西川議長が退任され、新たな役員体制が確立されたところで、

## 厳しい時代だからこそ力を結集

都市清掃労働組合協議会第67回定期大会が、2月23日から25日にかけて、有馬温泉兵衛 向陽閣にて開催されました。東日本大震災からの復興へむけた現地の努力と支援の取り組み、また、各単組における厳しい闘いの報告がされ、情報の共有化と意思統一を行うことができました。活動方針を中心とした議案については、全て満場一致で承認され、今後1年間の闘いをスタートすることとなりました。また、2期にわたりご尽力いただいた、わが組合選出の西川議長が退任され、新たな役員体制が確立されたところで、

## 都市清掃労働組合協議会第67回定期大会

見交換の場」設置が決定された。今後は、一組当局から委託の見直しと検証を区長会に示した「経営改革プラン」もあり困難な状況

本部・支部・地連の連携を密にした組織体制の強化を

⑤ 組合組織の再構築

国会情勢が不透明な中、国家公務員制度改革法（案）が審議に入れない状況にある。改正案の内容は、国家公務員法が、我々が適用されている地公企労法（地方

## 本部・支部・地連の連携を密にした組織体制の強化を

下ではあるが、全ての職場から委託の見直しと検証を区長会に示した「経営改革プラン」もあり困難な状況

渉権が付与される方向で進んでいる。民間労働者が持つ争議権IIスト権はいずれに對しても認めない内容である。この間、代償措置として人事委員会が設置されているが、廃止の方向で検討がされている。今後交渉が決定した場合、当局が一方的に決定したことに対して不服申し立てをする以外、合法的な対処方法は無い。その一方で、民間並みの賃金をベースとすること

を強いながら、自立的労使関係による当事者間交渉の際に對抗するすべを保障しない内容となっている。

新制度の下、自治体当局との交渉は、労働組合との間で行われ、交渉結果が組合員に向け実施される。すでに、当局は今後の交渉形態を含め、検討が進められているようだ。

自治労ストライキ批准投票は高率で批准された。組合要求の実現を求め、区長会

さんに哀悼の意を表し黙祷をささげ、主催者を代表して西川議長（東京）から、「震災から11ヶ月が過ぎましたが、未だに多くの行方不明者や避難所生活を余儀なくされている被災者の皆さんがおられます。困っている人、悩んでいる人に手を差し伸べることは組合活動の原点でありますから、引き続き積極的な支援で連帯をしていきたいと思います。

この間の被災地支援によって、直営の優位性は明らかにりましたが、それでもなお、官から民への流れが変わっていません。国会で審議中の、国家公務員給与削減法案についても、3年目以降も継続などの報道さえもされています。

この間の合理化攻撃により、公務労働においても、

との交渉強化に向けた闘争体制を構築しなければならぬ。

昨年は、東日本大震災の影響もあり、宿泊を伴う組織集会の開催を実施しなかった。我々を取り巻く情勢が混沌とする中、様々な課題が山積している。公務員制度改革による予算要求時期の変更なども行われるため、本部・支部・地連の連携を密にした組織体制の強化が求められている。公務

3人に1人以上が非正規労働者となっています。こうした仲間の賃金や労働条件の底上げを目指し、正規・非正規の枠を越えた運動の連携が今こそ求められています。我々が、住民サービス向上のために日々汗を流すことは何ら変わることはありませんが、大阪をはじめとして加盟34単組それぞれが、

一般経過報告を芳本事務局長（大阪）、政策検討委員会報告を染事務局長（東京）が行い、補足的に小畑政策委員から、自治体清掃労働者の課題について報告がされ、満場一致で確認がされました。また、中央報告として、自治労現業評議会清掃部会山下部会長より、環境省への2012年度予算編成にむけた要求交渉と併せ、今後導入が予定

## 直営体制維持への取り組み

た。しかし一方で、自らの努力によって職を確立し、直営体制を維持できている単組の取り組みも紹介されるところです。

また、東日本大震災で大きな被害を受けた仙台市職労働環境支部からは、当時の様子や以降の対応について、支援への感謝も述べられながら映像を交え報告がされました。被災により、震災廃棄物が市内で約135万トン（ごみ総量の約4年分）発生しましたが、現在約132万トン（95%）の撤去が完了しているとのこと。このように着々と復旧は進んでいるものの、復興についてはまだまだこれからという実情が訴えられました。

続いて、来賓を代表して、神戸市従業員労働組合本多委員長、神戸市河井環境局長から挨拶をいただき、参加者全員の紹介を行ったうえで、議論に入りました。

2号議案である2012年度会計予算（案）も含め、新体制がスタートを切りました。わが組合からは、吉田委員長が副議長に、染書記長が事務局長に選出され、額副委員長が新たに幹事に就任されることとなりました。

最後に、大会宣言（案）の採択が議長団からされ、新旧役員挨拶を受け、今井議長（団結ガンバロウ）により大会を成功理に終了することができました。

2月29日、SKホールにおいて、2011年度退職者送別会が開催されました。前日から雪が降り続き、足元が悪い中でしたので、少人数での開催となりましたが、その分、退職される方、送る側全員が一言ずつ思いを述べる時間を作ることができ、有意義な会となったことができました。

今日の東京清掃があるのは、先輩方の様々な闘いの結果であり、第二の人生をくれぐれも健康に留意され、健やかに送られることを願います。



▲さらなる発展に向けがんばろう

## ご尽力に敬意を表します

## 2011年度退職者送別会

2月29日、SKホールにおいて、2011年度退職者送別会が開催されました。前日から雪が降り続き、足元が悪い中でしたので、少人数での開催となりましたが、その分、退職される方、送る側全員が一言ずつ思いを述べる時間を作ることができ、有意義な会となったことができました。

今日の東京清掃があるのは、先輩方の様々な闘いの結果であり、第二の人生をくれぐれも健康に留意され、健やかに送られることを願います。

▲思い出はつきません

# 自治労自動車共済が全労済へ移管されます

2013年(来年)6月より自動車共済も全労済マイカー共済への移管になります。ただし、自治労共済の自動車共済と全労済のマイカー共済制度内容が大きく相違すること、自治労自動車共済契約台数が30万件と他単産共済の移管手続きとは量的規模が大きく異なります。したがって、事務手続きに一時的加重が予想され、混乱することも想定されることから組合員のみなさんに十分な周知と理解をいただくために「せいそう労働者」で内容説明をさせていただくことになりました。

Q.自治労自動車共済と全労済マイカー共済は何が違うんですか。

A「基本補償」（表 1 参照）については大きな違いはありません。「マイカー共済」は「掛金」が「運転者の年齢」「車種」による区分により算定されますので大きく 変わります。したがって、家族が運転する場合、子供等の年齢の告知が必要になります。事前調査によると自治労共済契約年齢は 50 歳以上が約半数をしめ、無事故ランクも高いことから 85%の契約者の掛金が安くなるとの結果が出ています。

加入できる車・範囲

①同居する(兄弟も含め)家族の所有する車

主たる被共済者の所有する自家用自動車であり、かつ、車検証に「自家用」と記載され、主として通勤、通学、レジャー等、家庭用に使用する自動車となります。

次の車種が契約できます。

1. 小型乗用車 2. 普通乗用車 3. 軽四乗用車 4. 軽四貨物車 5. 軽四貨物車ダンプ  
6. 小型貨物車 7. 普通貨物車 8. キャンピングカー 9. 自動二輪車 10. 原動機付自転車

注)放送宣伝車、事務室車は加入できない。

契約者・被共済者(所有者)

1.契約者（組合員本人） 2. 契約者の配偶者（内縁の配偶者含む） 3. 契約者の同居の親族（兄弟） 4. 契約者の配偶者の同居の親族 5. 契約者の別居の未婚の子 6. 契約者の配偶者の別居の未婚の子 7. 契約者の扶養関係の親族

自治労自動車共済は、2013 年 6 月以降、ご契約の満期ご契約ごとに、全労済マイカー共済へ移管します。

現在

自治労共済

自動車共済

契約移管  
→  
制度変更あり

2013年6月以降

全労済

マイカー共済

| 補償項目    |            | 現・自治労共済    | マイカー共済  |
|---------|------------|------------|---------|
| 契約者への補償 | 人身傷害補償     | 任意(5000万円) | 5000 万円 |
|         | 搭乗者傷害特約    | 1000 万円    | 任意      |
|         | 無共済傷害補償    | 2 億円       | 無制限     |
| 相手方への補償 | 対人賠償       | 無制限        | 無制限     |
|         | 対物賠償       | 無制限        | 無制限     |
| その他 表 1 | 弁護士費用等補償特約 | 刑事訴訟負担     | ▼       |

Q.二輪・原付契約は全労済マイカー共済で違いがありますか。

- ① 二輪の「掛金」はまた決定されていませんが、自治労自動車共済より掛金は高額になります。ただし、ランクは継承します(ランクは表 2 参照)。
- ② 原付(125 以下)はマイバイク特約があり、四輪に付帯すると複数台でも一台分の掛金で保証されます。マイバイクは四千円前後の掛金になります。

現在の自治労共済契約掛金より高い掛金になる場合は、5 年間自治労共済に加入できます。

## 自治労共済とマイカー共済の違い

●自治労共済は運転者の年齢条件設定はありません。何歳の方が運転をしても補償対象となります。

全労済は、

運転者年齢

・年齢条件を設定することで掛金が安くなります。運転者の年齢条件設定があります。<子供以外の家族=契約者・配偶者・兄弟>

・年齢時要件の設定範囲に含まれない年齢の方が事故を起こした場合は補償対象になりません。

子供特約

運転する子供の年齢条件を設定することで掛金が割引になります。<子供の年齢条件を設定することで、運転者年齢条件変更せずに、子供を対象に追加できます。>

別居の既婚の子等、<家族以外の方が運転する場合>は、主たる被共済者の承諾を得ていること(許諾運転)を前提に、「年齢を問わず補償」されることとなります。

●運転者年齢と子供特約で「誰もが」運転することができる。

家族限定

運転者を家族に限定することで 5%割引 注)

注意)運転者家族限定が付帯されている場合には、運転者家族限定が優先されるため、友人、知人、別居の既婚の子等、家族以外の方が運転する場合は補償の対象とはなりません。

表 2

| 「ランク・等級の引継ぎ」については、現行協定を見直しあらたな適用等級を設定することとします。 |               |              |
|------------------------------------------------|---------------|--------------|
| 自治労共済のランク                                      | マイカー共済の等級（現行） | マイカー共済の等級（新） |
| 1ランク                                           | 3等級           | 5等級          |
| 2ランク                                           | 7等級           | 7等級          |
| 3ランク                                           | 9等級           | 9等級          |
| 4ランク                                           | 12等級          | 11等級         |
| 5ランク                                           | 15等級          | 13等級         |

\*運転者年齢条件は、友人・知人などの許諾運転者を除く、すべての方に適用されます。

\*そのため、運転年齢条件を設定している場合でも、友人、知人、

表 3

| 掛金      | 職域掛金    | 職域用の掛金を適用                                               |
|---------|---------|---------------------------------------------------------|
|         | 団体割引    | 10%を予定                                                  |
| 掛金算定の条件 | 適用等級    | ランク・等級の読替えルール(注)                                        |
|         | 運転者年齢条件 | 運転者・子供運転者年齢条件特約・運転者家族限定                                 |
|         | 車種条件    | 普通車 A～P クラス、小型貨物車、普通貨物車、軽四輪乗用車、軽四乗用車、軽四貨物車、自動二輪、原付      |
|         | 各種割引    | 複数契約割引(＊1)、新車割引(＊2)、ABC 装置車割引、ハイブリット車割引、盗難車防止等割引、福祉車両割引 |
|         | 各種特約    | 弁護士費用等補償特約、新弁護士費用等補償特約                                  |
| 車両条件    | 車両補償タイプ | エコノミー・エコノミーワイド・オールリスク                                   |